



お知らせ

記者発表資料
配布日

令和3年 9月16日

資料提供先：米子市政記者クラブ

日野川の刈草を無償で提供します。

国土交通省日野川河川事務所では、日野川の堤防などの河川施設の変状や異常を正確に把握することを目的に堤防の除草を行っています。

このたび、堤防の除草作業で発生する刈草について、①除草作業のコスト低減、②資源の有効活用を目的に、みなさまに無償で提供する取り組みを実施いたします。

刈草の引き取りを希望する方は、下記の申込方法により申請書を持参していただきますようお願いいたします。不明な点がありましたら問合せ先に連絡願います。

なお、引き取り希望は先着順としており、また、提供できる刈草も限りがあるため、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承下さい。

◆申込方法 「刈草引き取り申請書」に必要事項を記入の上、日野川管理室まで持参して下さい。なお、申請書の入手は、来所または日野川河川事務所ホームページからダウンロードして下さい。

◆申込先及び問合せ先 日野川河川事務所 日野川管理室
〒689-3537 鳥取県米子市古豊千（こほうち）678
電話 0859-27-3464（受付時間 9:00～17:00）

◆申込期間 令和3年9月27日（月）～令和3年10月8日（金）
※刈草が無くなった場合、申込み期間であっても申込みを締め切ります。また、土日・祝日を除きます。

◆刈草提供期間 令和3年9月27日（月）～令和3年10月15日（金）

◆刈草の形状 「直径50cm×高さ70cmのロール」または「バラ」

◆刈草提供場所 米子市観音寺（日野川と法勝寺川に挟まれた堤防天端付近）
別紙参照

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局
日野川河川事務所

0859-27-5484（代表）

【担当】

副 所 長

おかざき

なおや

（内線204）

建設専門官

なだわき
灘脇

あつろう
篤郎

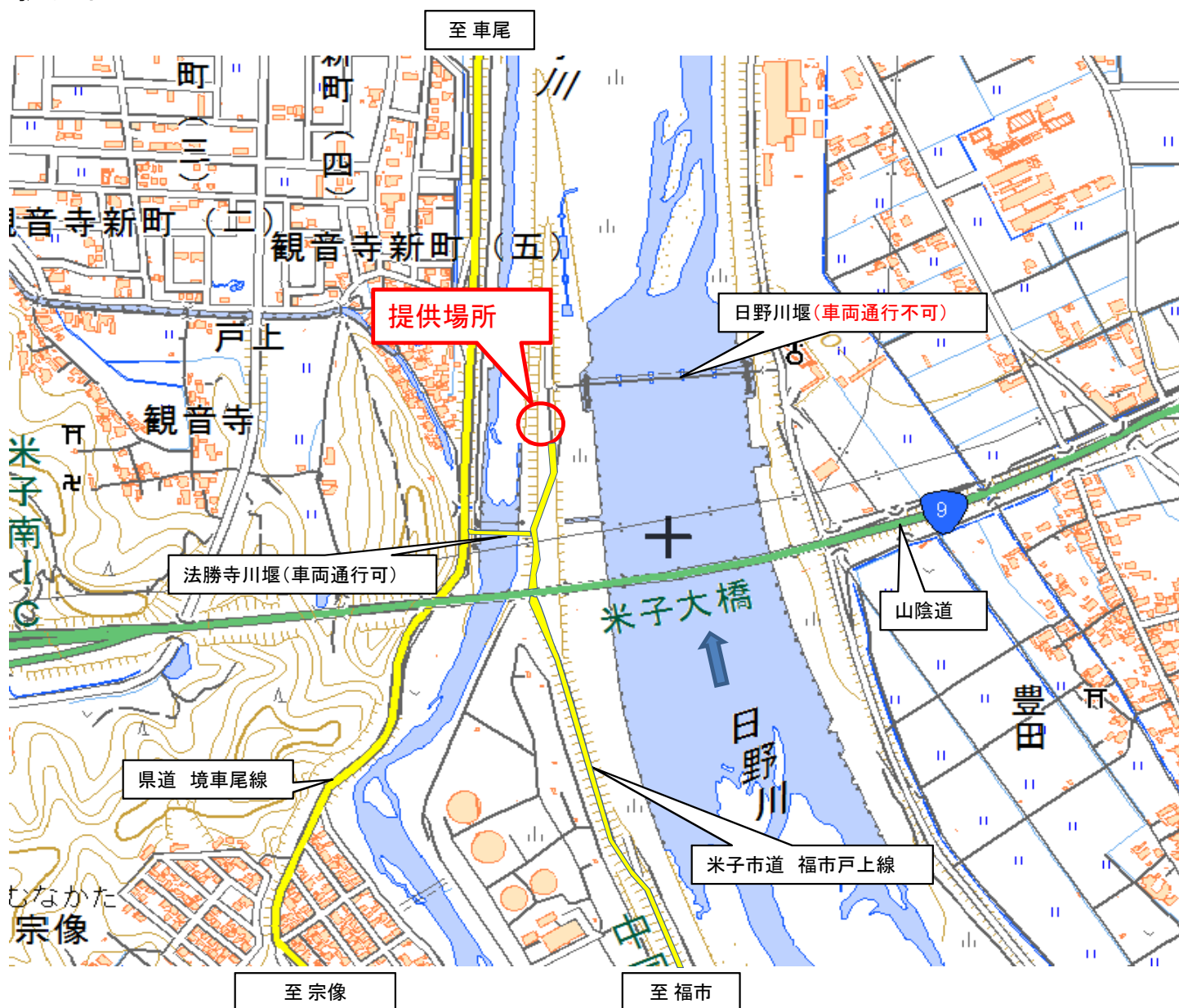
（内線402）

○刈草の提供場所

日野川と法勝寺川に挟まれた堤防の天端付近が提供場所です。



拡大図



提供場所へのアクセス方法

- ①一般県道 境車尾線(旧名称:福成戸上米子線)から法勝寺川堰の上の管理用通路を通して提供場所に行くことができます。
- ②福市(八幡橋)方面からは米子市道 福市戸上線を日野川の河口方向に向かって進むと提供場所に行くことができます。

なお、提供場所には山陰道から直接行くことは出来ません。米子南ICか日野川東ICで降りて、①、②の経路でお越し下さい。

また、日野川堰の上の管理用通路は自動車は通行できません。

至 倉吉

平面図

国土交通省
日野川河川事務所

日野川堰(車両通行不可)

日野川

刈草提供場所

日野川

国道9号
米子大橋

至 車尾

市道 福市戸上線

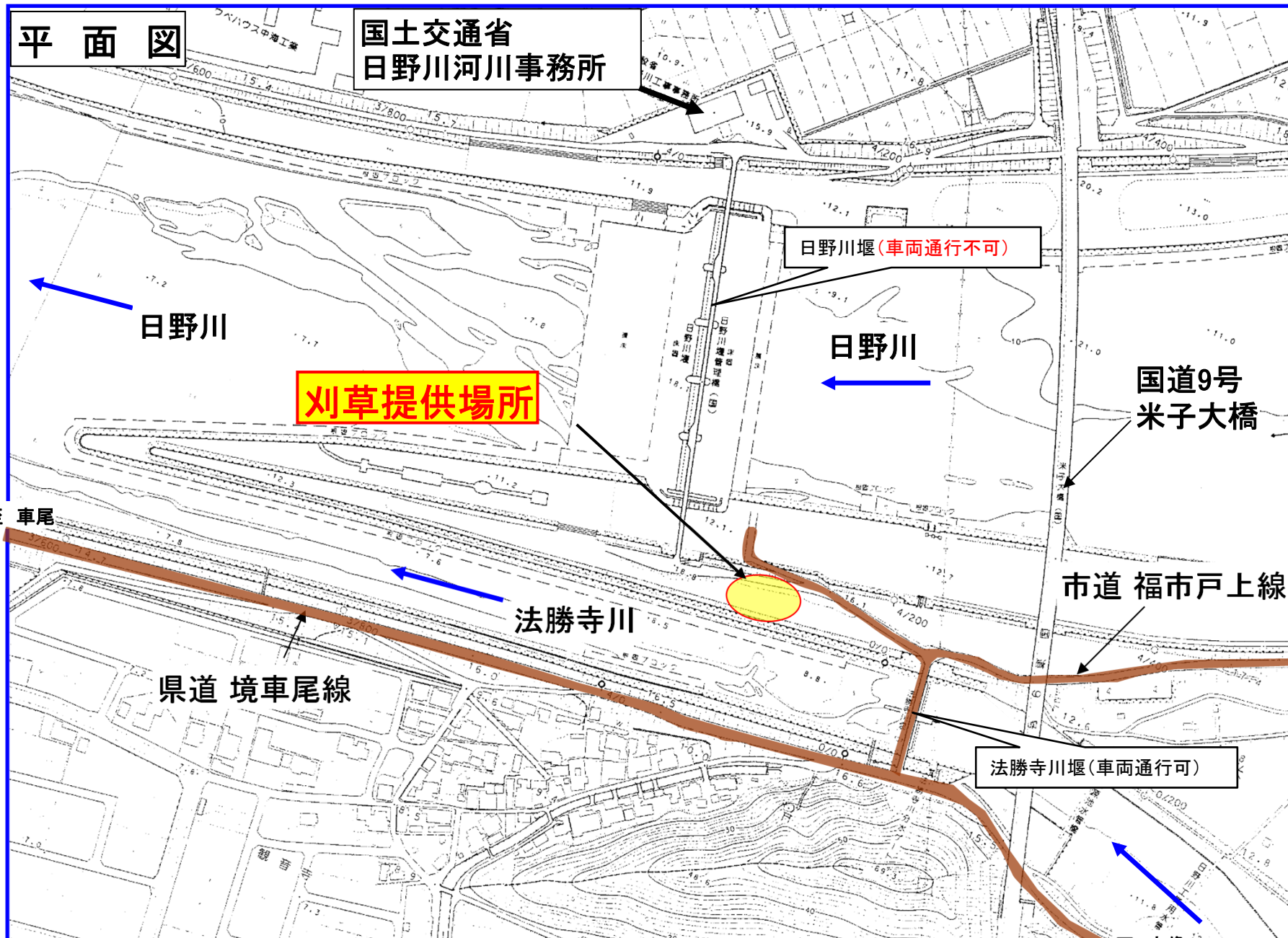
法勝寺川

県道 境車尾線

法勝寺川堰(車両通行可)

至 安来

至 宗像



刈草の形状

◆直径50cm×高さ70cmのロール



◆バラ



刈草引き取り申請書

申請日 令和3年 月 日

国土交通省 日野川河川事務所
日野川管理室長 殿

申請者氏名 _____

日野川水系の維持管理等で発生した刈草については、下記の6. 引き取り条件に同意し、当方で引き取りたく申請します。

1. 引き取り予定年月日 令和3年 月 日～令和3年 月 日
2. 引き取り数量（目安） ロール 個、軽トラック 台分
3. 刈草の使用用途 堆肥・敷ワラ・家畜の飼料・その他（ ）
4. 申請者の連絡先 住所：
電話：
※電話は日中に連絡が付く電話番号でお願いします。
5. 引き取りに使用する車両番号 _____

6. 引き取り条件

- ①積込み・運搬は申請者にて行って下さい。
- ②刈草運搬時には必ず交通ルールを守って下さい。
- ③刈草は必ず申請者が利用し、転売・営利目的に使用しないで下さい。
- ④引き取り後の刈草は申請者の責任より適切に管理してください。
- ⑤積込み・運搬時並びに提供後の刈草使用において発生した事故等に関して国土交通省に対して一切の責任を求めないことを誓約します。

7. 個人情報の保護

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のために必要とするものであり、取り扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

8. 申請及び問い合わせ先

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省 日野川河川事務所 日野川管理室

受付時間：9：00～17：00 土日・祝日を除く。

電話：0859-27-3464